各有料老人ホーム設置者 様

船橋市指導監査課長

有料老人ホームの経営状況等の報告について (依頼)

日頃より本市の福祉行政にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。

表題の件につきまして、老人福祉法第29条第11項及び厚生労働省老健局高齢者支援課長通知(平成30年3月30日付老高発0330第3号)により毎年報告することとされていますので、下記のとおり関係書類の提出をお願いします。

なお、重要事項説明書については、市ホームページにて公開し、介護サービス情報公表システムに登録予定ですので、公開にあたり支障のないよう明確に記載してください。

記

1 提出書類

- (1) 有料老人ホーム経営状況等報告書(第6号様式)
 - ※「設置者」の欄には法人情報を記載してください。
 - ※「1 有料老人ホームの名称」欄の記載漏れが多いため、必ず記載してください。
- (2) 直近の事業年度(令和5年度)の当該施設の貸借対照表、損益計算書等の財務諸表
 - ※当該施設以外の事業を営んでいる場合や親会社がある場合には、組織全体の経営状況が確認できる財務諸表等を併せて添付してください。本社等と調整し、企業グループの財務諸表1部を、企業グループのいずれかの企業が提供していただければ結構です。
- (3) 事業収支計画 (3年毎の見直し) と財務諸表に乖離がある場合は、その原因及び対処方針 等の報告書類
- (4) 重要事項説明書(情報公表システム取込様式)令和6年7月1日現在の状況
 - ※最新の様式(『Ver 1.2』) で作成してください。

(R6.11 現在、『Ver 1.2』が最新です。旧様式の場合は作成し直す必要があります。)

- ※データ(Excel 形式)での提出をお願いします。
- ※入力漏れ等のエラーがある場合、介護サービス情報公表システムに反映することができません。作成にあたっては別添の「重要事項説明書注意事項について」を参照してください。
- ※明らかな入力誤り等により介護サービス情報公表システムに反映不可能な場合、こちらで 修正をする場合があります。予めご了承ください。
- ※別紙(フリー記載)を除き、エクセルの項目追加や削除等、編集はしないでください。
- ※別紙(フリー記載)については、介護サービス情報公表システムに反映されず、船橋市ホームページ上のみの公開となります。)
- ※「別添1 事業主体が当該都道府県、指定都市、中核市内で実施する他の介護サービス等」

及び「別添2 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧 表」も必ず添付してください。

(5) その他

代表者、施設管理者等に変更があり、届出が済んでいない場合は、必要書類を添付のうえ、「有料老人ホーム事業変更届(第36号様式)」により提出してください。

2 提出部数 1部

3 様式

「有料老人ホーム経営状況報告書(第6号様式)」及び「重要事項説明書(情報公表システム取込様式 (Ver 1.2))」の様式はメール添付しております。以下の船橋市ホームページからもダウンロード可能です。

【有料老人ホームの開設に係る届出(変更届出等)】(船橋市ホームページ) 開設後の報告に関する様式(経営状況報告等)

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/06/p020641.html#1

トップ > 産業・事業者向け > 福祉・子育て支援事業者 > 高齢者福祉サービス事業者 > 有料を人ホームの届出等 > 有料を人ホームの開設に係る届出(変更届出等)

4 提出方法

メールに添付のうえ、以下メールアドレス宛にご提出ください。

【提出先】<u>shidoukansa@city.funabashi.lg.jp</u>

※重要事項説明書は Excel 形式で添付してください。

5 提出期限

令和6年12月18日(水)

※期間が短く申し訳ありませんが、ご協力のほどお願いいたします。

【この通知に関する問い合わせ】

₹273-0011

船橋市湊町2-8-11 市役所別館2階 船橋市指導監査課 指導監査第二係

TEL 0 4 7 - 4 0 4 - 2 7 1 2

FAX 047-436-2139